

災害時における海上輸送応援等に関する協定書

令和5年10月25日

日本通運株式会社山陰支店

近海郵船株式会社

N X 境港海陸株式会社

境港管理組合

災害時における海上輸送応援等に関する協定書

日本通運株式会社山陰支店（以下「甲」という。）、近海郵船株式会社（以下「乙」という。）、NX境港海陸株式会社（以下「丙」という。）及び境港管理組合（以下「丁」という。）は、海上輸送による災害時応援のほか、海上輸送利用によるモーダルシフト推進に向けた環境整備を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において、物資の輸送等に係る丁から甲、乙及び丙に対して行う協力の要請に関し、必要な事項を定める。

2 甲、丙及び丁は、乙が運航する船舶が災害時等で境港に寄港する必要が生じた場合は、本協定の趣旨に鑑み、必要な協力を行うよう努めるものとする。

（物資の輸送、物流専門家の派遣等に係る要請）

第2条 丁は、災害時等において、次に掲げる甲、乙及び丙の応援を必要と認めるときは、文書により応援を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（1）物資の緊急輸送に関すること

（2）物資の緊急輸送に必要な機材等の確保に関すること

（3）その他丁が必要と認める事項に関すること

2 丁は、前項のほか、災害時の応急対策に必要な物流の確保のため必要があると認めるときは、甲に対し、これらの業務に関する助言・指導等を行う技能や知識を有する者（以下「物流専門家」という。）の派遣について文書により要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請への協力）

第3条 甲、乙及び丙は、丁から前条第1項又は第2項に規定する要請を受けたときは、可能な限り協力するよう努めるものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条第1項に規定する物資の緊急輸送に要した経費のうち、海上輸送寄港に要した経費は丁が負担するものとし、その額及びその他必要な経費については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めるものとする。

2 前項の経費については、災害発生直近における標準的な料金を基準として、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めるものとする。

3 第2条第2項に規定する物流専門家の派遣に要した経費については、丁が負担するものとし、その額は、甲及び丁が協議の上、定めるものとする。

（経費の支払い）

第5条 甲、乙及び丙は、丁が負担する経費について、前月分の実績をとりまとめ、丁に一括して請求するものとする。

2 丁は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(第三者への損害賠償責任)

第6条 甲、乙又は丙は、本協定に基づく応援従事中に、各々の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 甲、乙又は丙は、本協定に基づく応援従事中に、各々の責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、その事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により丁に報告し、その処置については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めるものとする。

(損害補償)

第7条 丁は、本協定に基づく応援従事中に、丁の責に帰する理由により、甲、乙又は丙に損害を与えた場合は、甲、乙又は丙に対しその損害を補償する。

(関係機関との連絡)

第8条 本協定に基づく物資の輸送及び物流専門家の派遣等に係る業務の実施に当たり、必要な関係機関との連絡業務は、原則として丁において実施する。

(災害時海上輸送訓練)

第9条 甲、乙、丙及び丁は、災害時海上輸送訓練（以下「訓練」という。）を行うことにより、相互の連携強化を図るものとする。

2 甲、乙及び丙は、丁が実施する訓練への協力を求められたときは、積極的に訓練に参加するものとする。

3 訓練に伴う経費負担について、乙が運航する船舶の寄港に要した費用は丁が負担するものとし、その額及びその他必要な経費については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めるものとする。

(海上輸送利用に向けた環境整備)

第10条 甲、乙、丙及び丁は、災害時等に迅速な対応を行う上で必要な輸送資機材等の情報を相互に交換するものとする。

2 甲、乙及び丙は、丁が実施する海上輸送へのモーダルシフトに向けた周知広報に関する取組みに協力するものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に関する連絡責任者を定め、連絡先名簿を相互に情報共有するものとし、変更が生じたときは、その都度、変更内容を通知するものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれかの者が本協定を終了する旨の意思表示を書面により行わない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、本協定と同一の条件をもって更新され、その後も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年10月25日

甲 鳥取県米子市流通町430番17

日本通運株式会社山陰支店

支店長

乙 東京都港区芝大門1丁目9番9号

野村不動産芝大門ビル7階

近海郵船株式会社

代表取締役社長

丙 鳥取県境港市大正町43番地

NX境港海陸株式会社

代表取締役社長

丁 鳥取県境港市大正町215

みなとさかい交流館3階

境港管理組合

管理者